

青森県報

第四千九号

平成二十七年
六月十七日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課)……………一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同)……………一
- 河川法による兼用工作物の管理……………(河川砂防課)……………二
- 右……………(同)……………二

公 告

- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課)……………二
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課)……………三
- 右……………(同)……………四
- 右……………(同)……………五
- 右……………(同)……………六
- 右……………(同)……………八
- 右……………(同)……………八
- 種苗生産事業者講習会の開催……………(林政課)……………八
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課)……………九
- 右……………(同)……………九
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課)……………九

告

示

青森県告示第四百五十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十七年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 又は 名称	主たる事務所 所在地又は住所	居宅サービス の種類		居宅サービス 事業を行う 所	指 定 年 月 日
		通所介護	デイサービスセンター		
社会福祉法 人生きがい 十和田	十和田市稲生町 一三の七	通所介護	デイサービスセンター	十和田市大字三本木字一本木沢九〇の六	平成 二七 六 一

青森県告示第四百五十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 又は 名称	主たる事務所 所在地又は住所	介護予防サービスの種類		介護予防サービス事業を行う 所	指 定 年 月 日
		通所介護	デイサービスセンター		
社会福祉法 人生きがい 十和田	十和田市稲生町 一三の七	通所介護	デイサービスセンター	十和田市大字三本木字一本木沢九〇の六	平成 二七 六 一

青森県告示第四百五十二号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により二級河川脇野沢川水系脇野沢川河川管理者青森県知事三村申吾とむつ市道渡向一七号線道路管理者むつ市長宮下宗一郎との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により公示する。

その関係図書は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

二級河川脇野沢川水系脇野沢川

二 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

三 河川管理施設の位置

むつ市脇野沢渡向九三の七地内から一一五の一内地内まで

四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称 むつ市

2 住所 むつ市中央一丁目八の一

3 代表者の氏名 道路管理者 むつ市長 宮下宗一郎

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間

平成二十七年六月九日から道路の存続する日まで

青森県告示第四百五十三号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により二級河川脇

野沢川水系脇野沢川河川管理者青森県知事三村申吾とむつ市農道渡向線農道管理者むつ市長宮下宗一郎との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により公示する。

その関係図書は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

二級河川脇野沢川水系脇野沢川

二 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

三 河川管理施設の位置

むつ市脇野沢渡向一一五の一内地内から一二六の二内地内まで

四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称 むつ市

2 住所 むつ市中央一丁目八の一

3 代表者の氏名 農道管理者 むつ市長 宮下宗一郎

五 管理の内容

1 農道専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、農道の附属物その他の専ら農道の管理に必要な施設又は工作物をいう。）の新設（農道の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 原則として農道専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間

平成二十七年六月九日から農道の存続する日まで

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款

変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十七年六月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人三戸町観光協会

三 代表者の氏名

藤村 立夫

四 主たる事務所の所在地

三戸郡三戸町大字川守田字西張渡三〇の八

五 定款に記載された目的

この法人は、三戸町及び近隣の地域における観光資源の保存、紹介並びに観光客の誘致による観光振興に関する事業を行い、観光及び文化の向上と地域の活性化に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン七戸ショッピングセンター

上北郡七戸町大字荒熊内六七の九九 外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
-----	-----	-------

イオンリテール株式会社 青森県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 梅本和典	イオンリテール株式会社 青森県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 岡崎双一	平成 二七・三 一
---	---	-----------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
イオンリテール株式会社 青森県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 梅本和典	イオンリテール株式会社 青森県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 岡崎双一	平成 二七・三 一
株式会社御菓子のみやきん 上北郡七戸町字七戸三二九の一 代表取締役 宮沢公生	変更無し	
株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三二の 一 代表取締役 指田努	変更無し	
株式会社パティズ 福島県会津若松市宮町五の一四 代表取締役 齋藤啓一	株式会社パティズ 福島県会津若松市インター西三一 代表取締役 齋藤啓一	平成 二七・三 五
イオンペット株式会社 青森県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 小川明宏	変更無し	平成 二七・三 六
株式会社未来屋書店 青森県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 羽牟秀幸	変更無し	

四 届出年月日

平成二十七年五月二十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び七戸町役場

2 期間

平成二十七年六月十七日から同年十月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年十月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (三) 意見及びその理由
 - 4 言語
- 意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン藤崎店
南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	年月日
-----	-----	-----

イオンリテール株式会社 青森県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の二 代表取締役 梅本和典	イオンリテール株式会社 青森県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の二 代表取締役 岡崎双一	平成 二七・三・一
--	--	--------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	年月日
イオンリテール株式会社 青森県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の二 代表取締役 梅本和典	イオンリテール株式会社 青森県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の二 代表取締役 岡崎双一	平成 二七・三・一
有限会社平安堂薬局 南津軽郡藤崎町大字藤崎字中村井 二六の二八 代表取締役 長谷川臣	変更無し	
株式会社きたえん 青森市浪岡大字浪岡字稲村一六 の八 代表取締役 大崎勢恵子	変更無し	平成 二七・三・六
株式会社富士メガネ 北海道札幌市中央区南二条西四丁 目七 代表取締役 金井昭雄	変更無し	
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更無し	
株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 羽牟秀幸	変更無し	
株式会社エフアンドエフ 八戸市江陽二丁目一四の一 代表取締役 佐々木幸恵		平成 二五・三・五
有限会社ほわいとあつぷる 弘前市大字駅前二丁目二の二 代表取締役 小笠原新一	株式会社エコーインターナショナル 大阪府大阪市中央区博労町二の六 代表取締役 半田正	平成 二六・四・七

株式会社セリア
 代表取締役 河合映治
 青森県大垣市外淵二丁目三八
 平成二〇・二〇

四 届出年月日

平成二十七年五月二十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び藤崎町役場

2 期間

平成二十七年六月十七日から同年十月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、藤崎町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年十月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン八戸ショッピングセンター

八戸市田向土地区画整理事業地内五 街区

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 梅本和典	変更後	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 岡崎双一	変更年月日	平成二〇・二一
-----	---	-----	---	-------	---------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 梅本和典	変更後	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 岡崎双一	変更年月日	平成二〇・二一
変更前	株式会社パティズ 福島県会津若松市宮町五の一四 代表取締役 齋藤啓一	変更後	株式会社パティズ 福島県会津若松市インター西三一 代表取締役 齋藤啓一	変更年月日	平成二〇・二五

四 届出年月日

平成二十七年五月二十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十七年六月十七日から同年十月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

株式会社三貴 東京都文京区向丘二丁目一六の二 代表取締役 木村和巨	株式会社三貴 東京都千代田区神田神保町二丁目 代表取締役 飯田正己	平成 二七・一・八
株式会社メガネスーパー 神奈川県小田原市本町四丁目二の三九 代表取締役 星崎尚彦	変更無し	
株式会社ヴィレッツヴァンガード コーポレーション 愛知県名古屋市中東区上社二丁目九〇一 代表取締役 菊地敬一	変更無し	
株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六 代表取締役 羽牟秀幸	変更無し	
有限会社WIP 宮城県仙台市青葉区大町二丁目六の五 代表取締役 鈴木満	変更無し	
流行雑貨屋株式会社 福岡県福岡市東区多の津二丁目六の三 代表取締役 下崎則夫	ザカナカ株式会社 福岡県福岡市東区多の津二丁目六の四 代表取締役 下崎則夫	平成 二五・六・一五
株式会社プラスハート 大阪府大阪市中央区北浜二丁目九の九 代表取締役 松尾正司	変更無し	
株式会社正光画廊 東京都品川区戸越六丁目一の二二 代表取締役 塩野正雄	変更無し	
株式会社御菓子のみやきん 上北郡七戸町字七戸三二九の一 代表取締役 宮沢公生	変更無し	
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の四 代表取締役 矢野博文	変更無し	

有限会社ストローハット 宮城県仙台市若林区新寺二丁目七の三五 取締役 東正直	株式会社ホットランド 宮城県石巻市大街道北二丁目一の六 代表取締役 佐瀬守男	平成 二六・六・二〇
株式会社イオンファンタジー 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目五の一 代表取締役 片岡尚	変更無し	
ちやちやちや株式会社 岩手県盛岡市前九年二丁目一の二六 代表取締役 堀江繁則	平成 二六・六・二二	

四 届出年月日

平成二十七年五月二十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十七年六月十七日から同年十月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年十月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (一) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (二) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
コジマNEW青森
青森市東大野二丁目一の一八
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コジマ
栃木県宇都宮市星が丘二丁目一の一八
代表取締役 木村一義
- 三 変更しよつとする事項

大規模小売店舗の店舗面積の合計	区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日 平成 二六・二六
	大規模小売店舗の店舗面積の合計	三、四七八平方メートル	四、一一二平方メートル	
大規模小売店舗の店舗面積の合計	区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日 平成 二六・二六
大規模小売店舗の店舗面積の合計	一六七台	一七台		

四 届出年月日

- 平成二十七年五月二十五日
- 届出書及び添付書類の縦覧

5 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

1 期間

平成二十七年六月十七日から同年十月十七日まで

2 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

3 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年十月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項第三号イの規定により、平成二十七年種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第九十四号）第三条の規定により公告する。

平成二十七年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時及び場所

開 催 日 時	年 月 日	講 習 時 間	所 在 地	会 場
平成二十七年 七月十五日(水)	午前十時から 午後五時まで	十和田市大字相坂字高 清水三八七	地方独立行政法人青 森県産業技術セン ター林業研究所十和 田ほ場事務室	

二 講習科目

- 1 種苗に関する法令
- 2 種苗の産地及び系統に関する事項
- 3 種苗の生産技術に関する事項

三 受講者の資格
 青森県内に住所を有する者で、生産事業を行おうとする者又は生産事業に従事し
 ようとする者

四 受講手続

講習を受けようとする者は、講習会開催の十日前までに、受講申込書(申込用紙
 は、住所を管轄する地域農林局地域農林水産部に備付けしている)に必要な事項
 を記入し、受講手数料として一万四千円相当額の青森県収入証紙を受講申込書に添
 えて青森県農林水産部林政課に提出すること。

五 講習終了証明書の交付

講習終了証明書は、全ての講習科目を受講した者に限り交付する。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、青森県農林水産部林政課森林整備グループ
 (電話〇一七 七三四 九五二三番)に問い合わせること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、二
 階壇地区の県営土地改良事業(農業水利施設保全合理化事業)計画を定めたので、同
 条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年六月十八日から同年七月十五日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、馬
 場尻・中の川地区の県営土地改良事業(農業水利施設保全合理化事業)計画を定めた
 ので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年六月十八日から同年七月十五日まで

三 縦覧の場所

黒石市役所、藤崎町役場及び田舎館村役場

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律
 第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十七年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の
名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名
(名称)

三戸郡三戸町大字同心町字金堀一の五
二の六二の七の一部二の四三二
の四四及び三

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地
割二四二の一

株式会社薬王堂

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭